

## 【韓国】従軍慰安婦及び原爆被害者に関する違憲決定

海外立法情報課・藤原 夏人

\* 2011年8月30日、韓国憲法裁判所が「日本軍慰安婦」の賠償請求権に関する憲法訴願審判(2006 헌마 788)及び原爆被害者の賠償請求権に対する憲法訴願審判(2008 헌마 648)の2つの審判において、韓国政府の不作为を違憲とする決定を下した。

韓国憲法裁判所は2011年8月30日、「日本軍慰安婦」と原爆被害者をそれぞれの請求人とする2つの憲法訴願審判において、両審判共に裁判官9人中6(違憲)対3(却下)の意見により、被請求人である韓国政府の不作为に対する違憲決定を下した。

両審判における争点は、請求人の賠償請求権の有無ではなく、請求人の賠償請求権に関する日韓間の解釈をめぐる争いについて、韓国政府がそれを解決するための手続を履行しないことが、請求人の憲法上の基本権を侵害しているかどうかにあった。

韓国憲法裁判所は、請求人の日本政府に対する賠償請求権が、1965年の日韓基本条約と同時に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下「協定」という。)第2条第1項により消滅したかどうかについては、請求権はすべて消滅したとする日本政府と、協定による解決はなされていないとする韓国政府との間で解釈上の争いがあるとした上で「憲法第10条、第2条第2項及び前文並びに協定第3条の文言に照らし合わせてみたとき、被請求人が協定第3条により紛争解決の手続に踏み出す義務は、憲法に由来する作為義務」であり、韓国政府の不作为は請求人の基本権を侵害しているとして違憲決定を下した。

外交通商部のチョ・ビョンジェ報道官は9月1日、「日本軍慰安婦」を請求人とする憲法訴願審判の違憲決定について記者からの質問に答え、決定を謙虚に受け入れ、問題解決のために外交的努力を傾けること、その一環として同部の北東アジア局長が駐韓日本公使に日本側の積極的で誠意ある措置の必要性を伝えたことを明らかにした。また、外交的措置以外のことも検討を続けていくと述べた。9月15日、同部の北東アジア局長が駐韓日本公使を同部に呼んで口上書を伝達し、政府間協議を提案した。

参考文献(インターネット情報はすべて2011年9月16日現在である。)

- ・「대한민국과 일본국간의 재산 및 청구권에 관한 문제의 해결과 경제협력에 관한 협정 제3조 부작위 위헌확인」(財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第3条不作为違憲確認)(2006헌마788) <[http://www.ccourt.go.kr/home/storybook/storybook.jsp?eventNo=2006헌마788&mainseq=111&seq=13&list\\_type=05](http://www.ccourt.go.kr/home/storybook/storybook.jsp?eventNo=2006헌마788&mainseq=111&seq=13&list_type=05)>
- ・「대한민국과 일본국간의 재산 및 청구권에 관한 문제의 해결과 경제협력에 관한 협정 제3조 부작위 위헌확인」(財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第3条不作为違憲確認)(2008헌마648) <[http://www.ccourt.go.kr/home/storybook/storybook.jsp?eventNo=2008헌마648&mainseq=111&seq=17&list\\_type=05](http://www.ccourt.go.kr/home/storybook/storybook.jsp?eventNo=2008헌마648&mainseq=111&seq=17&list_type=05)>
- ・「대변인 정례 브리핑(9.1)」(報道官定例ブリーフィング(9.1)) <<http://www.mofat.go.kr/press/breifing/index.jsp>>より